



平成20年(2008年) 3/5 第1155号

発行：小平市 編集：企画政策部 秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341)1211(代表)

市報 こだいら

小平市全図とホームページに 広告を募集します

発行部数1万部の全図とアクセス件数抜群のホームページに、広告を載せませんか。 ◆小平市全図 3万円 ◆ホームページ 月々2万4千円から(トップページ・12か月契約) ※詳細は、お問い合わせください。 問合せ 秘書広報課 ☎042(346)9505

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp

過去の入賞者で、小・中学校の出前コンサートなどで幅広く活躍している、市内在住のヴァイオリニスト

江藤俊哉 ヴァイオリンコンクール 市内受賞者リサイタル 甲斐史子、松岡麻衣子、松崎千鶴 ヴァイオリンリサイタル



午後2時開演 出演 甲斐史子、松岡麻衣子、松崎千鶴ほか 曲目 エルガー/ヴァイオリン・コンチェルト1楽章、ショーン/詩曲、レプエルタス/3つの小品ほか 費用 1千500円(全席自由) ※駐車場はありません。 ※小学校入学前のお子さんのお入場はご遠慮ください。 ところ ルネこだいらホール 主催 (財)小平市文化振興財団 申込み ルネこだいらへ ☎042(346)9000 問合せ (財)小平市文化振興財団 ☎042(345)5111

3月・4月は 引っ越しのシーズンです

市民課の窓口がたいへん混雑します

表1 引っ越しをするときの主な手続き

こんなとき	届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
市外から引っ越してきたとき	転入届	実際に住み始めてから14日以内	・本人確認資料(運転免許証、パスポートなど) ・印鑑 ・転出証明書(外国からの転入の方はパスポートと戸籍謄本、附票の写しをお持ちください)
市外へ引っ越すとき	転出届	引っ越し日が近づいたら	・本人確認資料(運転免許証、パスポートなど) ・印鑑 ・印鑑登録証、こだいら市民カード(登録者) ・住民基本台帳カード(交付を受けている方) ・国民健康保険証(加入者) ・老人保健医療受給者証 ・乳幼児医療証(受給者)、義務教育就学児医療証(受給者) ・介護保険証(65歳以上の加入者、受給者)
市内で引っ越したとき	転居届	新しい住まいに住み始めてから14日以内	・本人確認資料(運転免許証、パスポートなど) ・印鑑 ・住民基本台帳カード(写真付きのカードの交付を受けている方) ・国民健康保険証(加入者) ・老人保健医療受給者証 ・乳幼児医療証(受給者)、義務教育就学児医療証(受給者) ・介護保険証(65歳以上の加入者、受給者)

※学生寮やアパートに引っ越しをしてきた学生、生徒も届け出が必要です。

転勤や就職、進学などの季節を迎え、引っ越しなどに伴う手続き(表1)のため、市役所の市民課や東部・西部出張所などの窓口がたいへん込み合います。特に学校の春休み期間や月曜日、祝日の翌日は込み合い、お待たせする時間が長くなりますが、ご理解とご協力をお願いします。 ※転入・転居の手続きは、住み始めてから14日以内に行う必要があります。

退職者医療制度の被保険者で65歳以上の方とその被扶養者は、制度の改正により、4月から、一般の被保険者となります。

国民健康保険 65歳以上の退職被保険者と被扶養者に 新しい保険証を送付

退職者医療制度の被保険者で65歳以上の方とその被扶養者は、制度の改正により、4月から、一般の被保険者となります。

退職者医療制度の被保険者で65歳以上の方とその被扶養者は、制度の改正により、4月から、一般の被保険者となります。

窓口での交付 事前手続きとして、3月14日(金)までに、電話または封書で問合せ先へ申込みをしてください。

現在、⑧医療証をお持ちで、4月に小学校に入学する児童は、4月1日から、「⑧医療証」から「⑨医療証」に移行します。改めて申請する必要はありません。

市税の納め忘れはありませんか 平成19年度の市税(市・都民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は、いずれも納期限が過ぎました。まだ、納めていない方は早急に納付してください。

日曜・夜間納税窓口 3月9日(日)・18日(火)・21日(金)・24日(月)・25日(火)に開設 市役所が開庁している時間に市税の納付や納税相談ができない方のために、日曜・夜間納税窓口を開設します。

納期限を過ぎると延滞金がかかる場合があります。滞りなく、「差し押さえ」などの滞り処分を受けることがあります。

納期限を過ぎると延滞金がかかる場合があります。滞りなく、「差し押さえ」などの滞り処分を受けることがあります。



市役所市民課 受付時間 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 土曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後0時15分 ◆東部出張所、西部出張所 転入、転出の届け出などの市民課業務をはじめ、国民健康保険など、さまざまな業務を取り扱っています(表2)。

表2 出張所で取り扱う主な業務

分類	内容
住民登録	転入届、転出届、転居届など
戸籍	出生届、婚姻届、転籍届など
印鑑	印鑑登録申請、廃止申請など
税務	市民税・都民税の申告など
納税・納入	市税、国民健康保険税、介護保険料など
国民健康保険	資格取得・喪失届など
国民年金	資格取得・喪失届など
福祉関係	老人保健医療証交付申請、児童手当認定請求など
各種証明	住民票の写し、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書、登録原簿記載事項証明書、課税・非課税証明書、固定資産税関係証明書、納税証明書など

午前8時30分～午後5時 ◆動く市役所 市役所や出張所から遠い方のための移動窓口です。最寄りの会場をご利用ください(表3)。

証明書自動交付機 市内4か所(表4)に設置している証明書自動交付機を利用して、休日や夜間(市役所のみ)にも住民票の写しや印鑑登録証明書の受け取りができます。

は、市役所に事前に電話で請求すると直近の巡回日に受け取ることができます。

表3 動く市役所の巡回日程

曜日	月	火	水	木	金
午前9時30分～11時	鈴木地域センター	小川公民館	上水南公民館	小川公民館	上水南公民館
午後2時～3時30分	中島地域センター		大沼地域センター	中島地域センター	大沼地域センター

録した「こだいら市民カード」、または印鑑登録証明書や住民票の写しが取れる暗証番号を登録した「住民基本台帳カード」が必要で、事前に手続きをしてください。

表4 証明書自動交付機の設置場所・利用時間

設置場所	利用時間
市役所、東部出張所、西部出張所	月曜～金曜日 午前8時30分～午後8時 土曜日 午前8時30分～午後5時 日曜・祝日 午前9時～午後5時
大沼公民館・図書館	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 土曜日 午前8時30分～午後5時 日曜・祝日 午前9時～午後5時

問合せ 市民課 ☎042(346)9520、東部出張所 ☎042(467)1211、西部出張所 ☎042(346)9528